

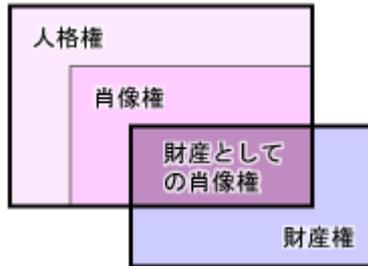
■ 肖像権・プライバシー権

■ 肖像権

他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張できる権利です。

肖像権には、人格権の一部としての肖像権と、財産権としての肖像権があります。人格権の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。一般人の写真が無断で雑誌などに掲載された場合も、人格権侵害や名誉毀損等で訴えることもできます。

財産権としての肖像権は、有名人の肖像が商品販売の際に顧客吸引力となることで認められた権利です。



■ プライバシー権

一般人が有名人かを問わず、誰でも突然断りもなく他人から写真を撮られることや、自分の過去の写真や私生活面での写真が勝手に他人の目にさらされることには、嫌悪感や恥辱を覚えます。人がそうした精神的苦痛を受けることなく日々の生活を送ることは、法的に保護されなければならないことです。したがって、写真の無断撮影や無断公開についても「人格権」や「プライバシー権」の侵害であると考えられています。

【参照】 日本国憲法	第3章	国民の権利及び義務
	第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

閉じる